

竹原市例規・法制支援システム構築及び維持管理業務仕様書

1 業務名称

竹原市例規・法制支援システム構築及び維持管理業務

2 目的

例規集データベースシステムの構築、維持管理等を行うことにより、例規管理に係る事務の効率化及び法制執務体制の充実を図るものである。

3 履行期間等

- (1) 履行期間 契約締結日から令和13年3月31日まで
- (2) システム稼働年月日 令和8年4月1日

4 システムの概要

- (1) L G W A N 経由でシステムにアクセスする A S P 方式で運用し、庁内 L A N に接続している P C 端末で例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次の動作環境で使用可能なシステムであること。

○ O S : Windows 10 / 11

ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome

※今後予定されるOS、Webブラウザのバージョンアップにも対応すること。

- (2) システムは、次に掲げるもので構成されること。

- ① 例規管理システム
- ② 法令情報システム（現行・履歴）
- ③ 法令改廃・例規整備情報提供システム

5 仕様

- (1) 例規管理システム

- ① 用語、題名、体系、年月日、五十音、種別、番号から例規の検索が可能であること。また、項目間の掛け合わせ検索が可能であること。
- ② 条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクアンカーが張られ、当該箇所をクリックすることで対象箇所が表示がされること。
- ③ 例規全文又は選択した条、項、号等を R T F 又は W o r d 形式でダウンロードができること。
- ④ 例規本文を新旧対照表形式にて R T F 又は W o r d 形式でダウンロードができること。
- ⑤ 原議データは、用語、題名、年月日、種別からの検索、ダウンロードができること。

- ⑥ 平成20年12月以降の過去例規について、施行日単位で過去・未施行の条文を閲覧ができ、①で示す検索機能と同等の検索が可能であること。また、②で示すリンク機能について、当該施行日時点の例規・法令等の該当箇所の表示が可能であること。
 - ⑦ 更新は例規単位で随時更新し、その改正状況は職員において確認が可能なこと。
 - ⑧ 適宜市の指示により、急を要する例規改正については、優先した作業が可能なこと。
 - ⑨ 全国の自治体が公開している例規集（1,650自治体以上）の閲覧・検索が可能であること。
 - ⑩ 以下に示した機能等により、立案・審査に関する機能操作を実現できるシステムであること。
 - ア クライアントに特別なソフトウェア等を必要とせず、WEBブラウザ上で、立案・審査に関する機能操作を実現できること。
 - イ 現行条文に直接入力操作することで立案作業が可能であること。
 - ウ 例規の立案・審査進行状況について、システムを通じて確認できること。
 - エ 作成した見え消し条文から、改め文・新旧対照表の自動生成が可能であること。
 - オ 生成された改め文に公布文等を付加した状態でのファイル出力が可能であること。
 - カ システム運用面で必要と思われるバージョンアップについては、原則無償で実現していくこと。
 - キ 構築した「例規データ」部分の著作権は、市に帰属するものとする。
 - ク 改正後条文の起案が完成したところで、その条文の形式的な整合性を条文構造、用字用語、改正例規内引用関係等の観点から審査する機能を有し、他の例規との引用関係についても調査できる機能を有すること。
 - ケ システム外で作成した新規制定の例規データをシステムに取込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検が可能であること。
 - ⑪ 市が指定する例規区分の範囲でホームページ上に例規が公開できる仕組みを有すること。
- (2) 法令情報システム
- ① 現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。（過去の改正履歴も含む。）
 - ② 官報掲載法令を検索・閲覧できること。
 - ③ 法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できること。（「法」や「令」等の略称部分についても表示されること。）
 - ④ 以下に示す機能を利用することにより、法令検索と例規管理システムとの条項単位で任意の施行日時点でのリンクを実現できること。

ア 例規と条項単位での完全リンクが可能であること。

イ 例規管理システムと同様のインターフェースにて違和感なく操作できること。

⑤ システム内容は毎月更新とし、最短翌営業日での更新も可能であること。

⑥ 目次、五十音、用語、制定・沿革等で検索することが可能であること。

⑦ 任意の施行日時点の条文を比較できること。

⑧ 同時に5人以上がアクセスできること。

(3) 法令改廃・例規整備情報提供システム

① 法令改廃情報を定期的にメール等により提供できること。

② 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。

③ 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。

④ 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。

⑤ 例規の制定改廃に伴うモデル案を確認できること。

⑥ 新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

(4) 法制執務支援サービス

法制執務相談

例規に係る制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。

(5) 市例規集作成

市例規集（データ版）の作成

目次を作成し、及び通しでページ番号を付すこと。また、印刷の上ファィリングすることで一般の閲覧に供することが可能であること。

(6) 例規集データ（ホームページ公開用データ）の作成

例規データを体系及び五十音から検索できる機能を有したHTMLデータが格納されたCD-ROM又はDVDをデータ更新の都度作成すること。

6 システムの導入・保守等

(1) システムの導入

① システム導入については、委託者の業務に支障のないよう考慮した導入計画を策定すること。

② ソフトウェア等のインストールについては、委託者が、業務に支障のないよう考慮した導入計画を策定すること。

③ システム導入に必要なデータの構築は、市から提供する竹原市例規集の現行例規約750件、廃止例規約330件（令和7年10月1日現在）及び令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に公布し、制定改廃される例規の更新データ並びに本市が竹原市例規集をデータベース化した平成

20年12月以降の過去履歴（例規間リンク及び引用法令へのリンクを含む。）及び平成24年4月以降の過去原義（約1,400件）を例規管理システムへ登録すること。

なお、過去履歴については、例規ごとに施行日単位で履歴を閲覧できるものとし、その納期は受託業者と協議の上決定する。

- ④ システムの導入（データベースの構築を含む。）は受託者の責任によって行うものとし、費用は受託者の負担とする。

(2) システムの保守

- ① システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができるサポートデスク等を設置すること。
- ② 本市及び広島県が実施するセキュリティ監査に対応すること。
- ③ セキュリティ監査により、脆弱性を有する可能性があるとして報告された場合は、受注者の負担にて速やかに対応すること。
- ④ 業務全般に対する質問に対し、電話、ファクシミリ又はメールにて対応できること。
- ⑤ 例規管理システムの基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

(3) 研修体制等

- ① システム導入後、職員を対象にした操作研修会を計画的に実施すること。
- ② 各システムの構成や用途をまとめた操作説明書を納品すること。

(4) 例規更新件数

年間更新件数（制定例規、改正例規、廃止例規）は約180件とする。

7 入札金額の記載方法

入札書に記載される金額は、履行期間における費用の全額（5年総額）を記載するものとする。ただし、消費税等相当額は含まないものとする。

8 費用（委託料）の支払方法

委託料の支払いは、履行機関における費用の全額（5年総額）を5年で均等割した金額を各年度末に支払うものとする。（消費税相当額を含む。）